## 同好会の新設・昇格・廃止規定

## I 設置条件

- 1. 構成員が10名以上いること。
- 2. 活動に必要な場所(施設等)が確保できること。
- 3. 顧問教師がいること。
- 4. 上記の条件が満たされた場合は設置申請書を生徒会長へ提出し、同好会設置委員会 (本部役員 7 名, 部長会代表 2 名, 計 9 名で構成)で審査し、生徒議会職員会議の同意を 得て成立する。
- II 同好会は、「部」および「部長会」第7条の用件を満たし、複数年継続して顕著な活動が認められた場合、部長会で審査し、生徒議会、および職員会議の同意を得て部に昇格することができる。
- Ⅲ 同好会は,設置の要件を欠いた場合, または年間を通して活動が常でなく, 公式の試合もしくは行事等への不参加が続いた場合, 部長会で審査し, 生徒議会, および職員会議の同意を得て廃止にすることができる。

## IV 同好会

- 1. 予算は原則として配当しない。
- 2. 結成は、随時とし設置条件が満たれば認められる。